

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度 笠倉遺跡発掘調査(その2)作業	分任支出負担行為担当官北陸地方整備局千曲川河川事務所長佐近 裕之 長野市鶴賀字峰村74	平成24年3月21日	中野市長 長野県中野市三好町1-3-19	会計法第29条の3第4項	24,958,500	24,958,500	100.0%	—	本業務は、長野県中野市笠倉地先において施工する築堤工事範囲が周知の埋蔵文化財包地にかかり、埋蔵文化財について調査する必要が生じたため、遺跡発掘調査を実施するものである。埋蔵文化財については、文化財保護法第99条に、埋蔵文化財について調査する必要があると認められるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を地方公共団体が施行することができることとされている。本作業は、文化財保護法第99条の規定を考慮すると長野県もしくは中野市が施行することになるが、笠倉地区における文化財保護協議は、中野市と千曲川河川事務所による2者協議とする旨を、長野県教育委員会教育長により通知されている。よって、本作業は中野市以外に契約を結ぶべきものはない。以上のことから、上記適用法令に基づき、中野市長と随意契約を行うものである。	①イ(イ)	
デジタル道路地図データベース更新作業	支出負担行為担当官近畿地方整備局長上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年1月24日	(財)日本デジタル道路地図協会 東京都千代田区平河町1丁目3番13号	会計法第29条の3第4項	22,596,000	22,575,000	99.9%	—	本業務は、平成22年度までに作成された近畿地方整備局管内の「デジタル道路地図データベース」を平成23年度に開通予定の路線データや道路改良等による変更データに基づき更新作業を行うものである。財団法人日本デジタル道路地図協会(以下「同協会」)は、道路及び道路交通の情報化に貢献することを目的として多数の民間企業により設立され、これまで道路網及び道路地図データに関する数値情報の調査研究を行うとともに、「デジタル道路地図データベース」の仕様の標準を独自に策定し、官民共有基盤として広く普及させた公益法人である。また、同協会は、「データベース標準」はじめとする各種の標準によって整備された「デジタル道路地図データベース」の著作権を国土交通省各地方整備局等と共有しており、デジタル道路地図データベースの品質を確保するために、これら著作権を行使する旨の意思を表明していることから、他社では本作業を実施できない。したがって、同協会は、デジタル道路地図データベースの更新作業を行える唯一の法人であり、同協会と随意契約を締結するものである。	①ニ(ハ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
事業執行管理システム(CCMS)改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年1月31日	日本電気(株)関西支社 大阪府中央区城見一丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	13,881,000	13,860,000	99.8%	—	本業務は、平成12年度に開発し、現在運用中の「事業執行管理システム(以下「CCMS」という)について、利便性及び操作性を向上させるため、機能の追加等のシステム改良を行うものである。CCMSは現在全事務所において運用中であり、改良作業に伴いシステムが停止する等の被害が発生した場合は、入札・契約手続き等の事業執行に係る事務に多大な支障を及ぼすことから、他の連携システムを含めたシステム全体について精通・熟知していることが必要である。上記業者は、CCMSの開発及び改良を行っており、システム・データ内容・処理形態について熟知・精通していることからの確な執行が出来ると共に、万一被害が発生した場合についても迅速な対応が可能である。なお、上記業者は今回の改良業務について著作権法に基づく著作権者人格権の同一性保持権を行使する旨を申し出ている。以上のことを総合的に判断して、本業務を実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。	①イ(イ)	
建設事業用品調達契約等総合管理システム(PCMS)改良業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年2月6日	(株)エスエスイー大阪事務所 大阪府北区南森町1-1-25	会計法第29条の3第4項	13,618,500	13,545,000	99.5%	—	本業務は、現在運用中の「建設事業用品調達契約等総合管理システム(以下「PCMS」という)について、利便性の向上を目的として、機能追加等のシステム改良を行うものである。PCMSは現在全事務所において運用中であり、改良作業に伴いシステムが停止する等の被害が発生した場合は、入札・契約手続き等の事業執行に係る事務に多大な被害を及ぼすことから、他の連携システムを含めたシステム全体について精通・熟知していることが必要である。上記業者は、PCMSの開発及び改良を行っており、システム・データ内容・処理形態について熟知・精通していることからの確に執行が出来ると共に、万一被害が発生した場合についても迅速な対応が可能である。なお、上記業者は今回の改良業務について著作権法に基づく著作権者人格権の同一性保持権を行使する旨を申し出ている。以上のことを総合的に判断して、本業務を実施できる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。	①イ(イ)	
北股川北股地区河道閉塞緊急対策工事	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年2月15日	(株)熊谷組関西支店 大阪府西区鞆本町1-11-7	会計法第29条の3第4項	428,977,500	428,400,000	99.8%	—	本工事は、台風12号により被害を受けた河川の河道閉塞を解消させるための緊急対策工事であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
河道閉塞水位監視機器回収及び修繕作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年2月16日	(株)拓和 大阪支店 大阪市北区西天満3丁目1番6号	会計法第29条の3第4項	7,098,000	7,035,000	99.1%	—	平成23年9月3日の台風12号に伴う大雨で未曾有の土砂災害が発生し、河道閉塞に伴う天然ダム形成など湛水被害が生じている状況である。本作業は、これらの湛水池において水位観測に用いた投下型水位観測パイを回収・修繕し再利用に備えるものである。当該観測機器は、河道閉塞に伴う天然ダム形成など極限の被災地において、通信手段及び電源の無い地域において、水文観測技術を確立した特殊な機器である。株式会社拓和は、当該観測機器の開発・製造・販売・管理を一貫して行う唯一の業者であり、即ち本作業においても、特殊機器の構造を熟知していることから、河道閉塞箇所という特殊な状況下においても当該機器を安全に回収し得る能力を有し、さらにそれらを修繕し、再利用可能な状態に機器設定が行える唯一の業者である。よって、会計法第29条の3第4項、予決令第102条の4第3号により上記業者と契約するものである。	二	
熊野川熊野地区河道閉塞緊急対策工事	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年2月17日	(株)大林組 大阪本店 大阪市中央区北浜東4-33	会計法第29条の3第4項	706,051,500	705,600,000	99.9%	—	本工事は、台風12号により被害を受けた河川の河道閉塞を解消させるための緊急対策工事であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	
熊野川長殿地区河道閉塞緊急対策工事	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年2月24日	(株)鴻池組 大阪本店 大阪市北区梅田3-4-5	会計法第29条の3第4項	723,723,000	723,450,000	99.9%	—	本工事は、台風12号により被害を受けた河川の河道閉塞を解消させるための緊急対策工事であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	
熊野川栗平地区河道閉塞緊急対策工事	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年2月24日	大成建設(株)関西支店 大阪市中央区南船場1-14-10	会計法第29条の3第4項	937,828,500	934,500,000	99.6%	—	本工事は、台風12号により被害を受けた河川の河道閉塞を解消させるための緊急対策工事であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	
川原樋川赤谷地区河道閉塞緊急対策工事	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年2月27日	鹿島建設(株)関西支店 大阪市中央区城見2-2-22	会計法第29条の3第4項	538,398,000	537,600,000	99.9%	—	本工事は、台風12号により被害を受けた河川の河道閉塞を解消させるための緊急対策工事であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
建設事業予算執行管理システム(CAMS)サーバ環境構築業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月6日	日本電気(株)関西支社 大阪市中央区城見一丁目4番24号	会計法第29条の3第4項	2,320,500	2,247,000	96.8%	—	本業務は、近畿地方整備局において平成16年4月より運用が開始されている「ADAMS連携番建設事業予算執行管理システム(以下CAMSという)」及びサブシステムについて、CAMSサーバ及びFTSSサーバにスキーマ(組織コード5700)を追加するためのサーバ環境構築及び設定変更を行うものである。今回サーバ環境構築予定のCAMS及びサブシステムは、日々の予算執行管理を行う重要なシステムであることから、環境構築に伴いシステム障害が発生する事態となった場合、会計事務全般に多大な支障を及ぼすことから、現在稼働中のCAMSシステムに影響のないように環境構築を行わなければならない。CAMSサーバシステム、データ内容、処理形態等についても熟知している必要がある。上記業者はこれまでCAMS及びサブシステムの開発を行っており、CAMSシステム、データ内容、処理形態等についても熟知している。さらに、万一障害が発生した場合においても迅速な対応が可能である。なお、上記業者は、CAMSのプログラムについて、著作権人格権の同一性保持権(著作権法第20条第1項)を有しており、今回改良業務を実施するにあたって、同一性保持権を行使する旨を当局に申し出ている。以上のことを総合的に判断して、本業務を実施することができる唯一の業者である上記業者と随意契約を行うものである。	①イ(イ)	
那智川金山谷川土石流緊急対策堰堤工事	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月13日	(株)奥村組関西支店 大阪市阿倍野区松崎町2-2-2	会計法第29条の3第4項	530,386,500	530,355,000	99.9%	—	本工事は、台風12号により被害を受けた河川の河道閉塞を解消させるための緊急対策工事であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	
有線伝送機器設置他作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月22日	三菱電機(株)関西支社 大阪市北区堂島二丁目2番2号	会計法第29条の3第4項	24,580,500	24,580,500	100.0%	—	本作業は、平成23年9月4日に発生した、台風12号による土砂災害による災害応急対策作業を実施するものである。作業内容は、監視カメラの映像を通信事業者又は、自営光ケーブルを介して映像伝送するものである。上記業者は、近畿地方整備局長と建設電気技術協会近畿支部長が締結した「大規模災害時における電気通信施設の支援活動に関する協定書(平成12年3月22日締結)」に基づき推薦を受けた業者であり、緊急的な作業に対応可能かつ、作業の実績が近畿管内であることから、本作業を遂行するにあたり最適と認められる。以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3項の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	二	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
衛星通信機器設置他作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年3月22日	岸本無線工業(株) 大阪府城東区蒲生2丁目7番10号	会計法第29条の3第4項	87,684,450	87,675,000	99.9%	—	本作業は、平成23年9月4日に発生した、台風12号による土砂災害による災害応急対策作業を実施するものである。作業内容は、Ku-SATの設置、通信ケーブルの敷設及び現地設備の保守管理を行うものである。上記業者は、近畿地方整備局長と建設電気技術協会近畿支部長が締結した「大規模災害時における電気通信施設の支援活動に関する協定書(平成12年3月22日締結)」に基づき推薦をうけた業者であり、緊急的な作業に対応可能かつ、作業の実績が近畿管内であることから、本作業を遂行するにあたり最適と認められる。以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算令102条の4第3項の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	二	
映像配信機器設置他作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年3月22日	富士通(株)西日本営業本部 大阪府中央区城見2丁目2番6号	会計法第29条の3第4項	49,430,850	49,430,850	100.0%	—	本作業は、平成23年9月4日に発生した、台風12号による土砂災害による災害応急対策作業を実施するものである。作業内容は、映像共有化システムへの監視映像の取込を行うものである。上記業者は、近畿地方整備局長と建設電気技術協会近畿支部長が締結した「大規模災害時における電気通信施設の支援活動に関する協定書(平成12年3月22日締結)」に基づき推薦をうけた業者であり、緊急的な作業に対応可能かつ、作業の実績が近畿管内であることから、本作業を遂行するにあたり最適と認められる。以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算令102条の4第3項の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	二	
警報伝達機器設置他作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪府中央区大手前1-5-44	平成24年3月22日	日本無線(株)関西支社 大阪府北区堂島浜一丁目四番二八号	会計法第29条の3第4項	40,686,450	40,635,000	99.8%	—	本作業は、平成23年9月4日に発生した、台風12号による土砂災害による災害応急対策作業を実施するものである。作業内容は、土石流発生の際、自動警報を行うためのダム放流警報監視制御装置の改造、放流警報局の遠送スピーカーの増設及び警報モニター(回転灯等)の設置を行うものである。上記業者は、近畿地方整備局長と建設電気技術協会近畿支部長が締結した「大規模災害時における電気通信施設の支援活動に関する協定書(平成12年3月22日締結)」に基づき推薦をうけた業者であり、緊急的な作業に対応可能かつ、作業の実績が近畿管内であることから、本作業を遂行するにあたり最適と認められる。以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算令102条の4第3項の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	二	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
監視カメラ設置他作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月22日	西菱電機(株)大阪支社 大阪市西区京町堀1-8-33	会計法第29条の3第4項	134,883,956	134,883,000	99.9%	—	本作業は、平成23年9月4日に発生した、台風12号による土砂災害による災害応急対策作業を実施するものである。作業内容は、監視カメラの設置、関係官署への映像提供及び商用引き込み設備の設置を行うものである。上記業者は、近畿地方整備局長と建設電気技術協会近畿支部長が締結した「大規模災害時における電気通信施設の支援活動に関する協定書(平成12年3月22日締結)」に基づき推薦を受けた業者であり、緊急的な作業に対応可能かつ、作業の実績が近畿管内であることから、本作業を遂行するにあたり最適と認められる。以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算令102条の4第3項の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	二	
映像配信支援他作業	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月22日	(株)ケーネス 関西支店 大阪市中央区内本町2丁目4番16号	会計法第29条の3第4項	22,664,250	22,664,250	100.0%	—	本作業は、平成23年9月4日に発生した、台風12号による土砂災害による災害応急対策作業を実施するものである。作業内容は、監視映像の運用支援、災害対策本部への映像モニタ及び映像記録装置等の設置を行うものである。上記業者は、近畿地方整備局長と建設電気技術協会近畿支部長が締結した「大規模災害時における電気通信施設の支援活動に関する協定書(平成12年3月22日締結)」に基づき推薦を受けた業者であり、緊急的な作業に対応可能かつ、作業の実績が近畿管内であることから、本作業を遂行するにあたり最適と認められる。以上の理由により、会計法第29条の3第4項及び予算令102条の4第3項の規定に基づき、上記業者と随意契約を行うものである。	二	
河道閉塞箇所監視機器等モニタリング業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月26日	日本工営(株)大阪支店 大阪市北区西天満1-2-5	会計法第29条の3第4項	22,974,000	22,890,000	99.6%	—	本業務は、台風12号により被害を受けた河川の水位監視等モニタリングを行う業務であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	
観測データ等整理支援業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月26日	(株)ニュージェック 大阪市北区本庄東2-3-20	会計法第29条の3第4項	46,441,500	45,990,000	99.0%	—	本業務は、台風12号により発生した天然ダムにおける水位観測について常時監視を行う業務であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	
ヘリ定点撮影及び資料整理業務	支出負担行為担当官 近畿地方整備局長 上総 周平 大阪市中央区大手前1-5-44	平成24年3月26日	日本工営(株)大阪支店 大阪市北区西天満1-2-5	会計法第29条の3第4項	18,784,500	18,690,000	99.5%	—	本業務は、台風12号により発生した被害状況等について把握するためにヘリコプターにて観察及び写真撮影を行う業務であり、その緊急性から通常の手続きに基づく契約は困難なことから、「災害時における近畿地方整備局所管施設の緊急災害応急対策業務に関する協定書」に基づき、随意契約によったものである。	二	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
平成23年度 基幹系サーバパッチ適用作業	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成24年2月3日	富士通(株) 神奈川県川崎市中原区上小田中4-1-1	会計法第29条の3第4項	2,100,000	2,100,000	100.0%	—	賃貸借中のサーバについて、OSユーザーライセンスを所有する者がパッチ適用作業を行うもの	①ロ	
「Web建設物価」ライセンス購入	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 川崎 正彦 高松市サンポート3-33	平成24年3月6日	(一財)建設物価調査会 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8	会計法第29条の3第4項	1,134,000	1,134,000	100.0%	—	供給元が一の場合における出版元等からのWebライセンスの購入	①二(ニ)	
三坂道路供用周知広告掲載	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 志々田 武幸 松山市土居田町797-2	平成24年1月27日	(株)愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町1-12-1	会計法第29条の3第4項	2,026,500	2,026,500	100.0%	—	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①二(ハ)	
新居浜バイパス部分供用周知広告掲載	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局松山河川国道事務所長 志々田 武幸 松山市土居田町797-2	平成24年1月27日	(株)愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町1-12-1	会計法第29条の3第4項	1,139,250	1,139,250	100.0%	—	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①二(ハ)	
四国横断自動車道広告掲載	分任支出負担行為担当官 四国地方整備局大洲河川国道事務所長 木村 正己 大洲市中村210	平成24年2月14日	(株)愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町1-12-1	会計法第29条の3第4項	3,992,100	3,992,100	100.0%	—	行政目的を達するための特定情報について供給者が1者に特定されるもの	①二(ハ)	
土地賃貸借	分任支出負担行為担当官 新潟県新潟市中央区入船町4-3778	平成24年2月20日	新潟県知事 新潟市中央区新光町4-1	会計法第29条の3第4項	1,315,260	1,315,260	100.0%	—	作業ヤードの土地の借り上げであることから場所が限定され、供給者が1者に特定されるため	①ロ	
NHK受信料(宮城分校 震災割引適用分)	支出負担行為担当官 海上保安学校長 長澤 安純 海上保安学校 舞鶴市宇長浜2001番地	平成24年1月13日	日本放送協会 京都放送局 京都市上京区智恵光院丸太町下ル主税町964	会計法第29条の3第4項	13,450	13,450	100.0%	—	放送法第64条の規定により、受信設備を設置した者はNHKと受信契約を行い受信料を支払わなければならない、競争を許さないため。	①イ(イ)	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
神戸港六甲アイランド地区航路・泊地(-15m)撤去工事において発生する土砂処分料 1式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29	平成24年1月12日	神戸市 神戸市中央区加納町6-5-1	会計法第29条の3第4項	-	980/m <sup>3</sup>	-	-	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	単価契約
尼崎西宮芦屋港尼崎地区航路泊地(-12m)浚渫工事の施工に伴い発生する土砂処分料 1式	支出負担行為担当官 近畿地方整備局副局長 近畿地方整備局 神戸市中央区海岸通29	平成24年2月23日	大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪市北区中之島2-2-2	会計法第29条の3第4項	-	3,034/m <sup>3</sup>	-	-	工事実施にあたり、発生する土砂を受入可能な処分場は当所のみであるため。	①イ(ニ)	単価契約
水道加入金	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局大阪港湾・空港整備事務所長 鈴木 徹 豊中市蛸池西町3丁目371番地	平成24年3月1日	堺市長 堺市堺区南瓦町3-1	会計法第29条の3第4項	1,312,500	1,312,500	100.0%	-	本件は、堺泉北港堺2区広域防犯拠点緑地における給水装置設置に伴い水道加入金を支払うものである。本設置場所は、堺市上下水道局の給水区域内であり、堺市が上下水道事業を行っている。このため、会計法第29条の3第4項に基づき、堺市と随意契約を行うものである。	①イ(ニ)	
土地12,559.48m <sup>2</sup> 賃貸借	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾事務所長 仙崎 達治 下関市東大和町二丁目10-2	平成24年1月25日	下関市 下関市南部町1-1	会計法第29条の3第4項	912,154	912,154	100.0%	-	当該場所で行うことが公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため。	①ロ	
新若浜地区野積場6,136m <sup>2</sup> 使用料	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局志布志港湾事務所長 石貴 國郎 志布志市志布志町帖6617-182	平成24年1月11日	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	会計法第29条の3第4項	1,021,650	1,021,650	100.0%	-	当該場所で行うことが公共事業を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定されるため	①ロ	
平成23年度運輸多目的衛星新1号APSパラメータ検証業務請負	支出負担行為担当官 航空局長 長田 太 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	平成24年1月26日	SPACE SYSTEMS/LORAL 米国カリフォルニア州パロアルト市ファビアン通り3825	会計法第29条の3第4項	4,980,157	4,400,000	88.3%	-	本業務を実施するために必要な技術情報の開示は、米国武器輸出規制法の規制を受けていることから、その技術情報の開示は製造業者のみが米国政府より許可されているため。	①イ(ロ)	



【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(省庁名:国土交通省)

(単位:円)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
施工管理用カメラ修理	分任支出負担行為担当 官四国地方整備局 高知港湾・空港整備 事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎 874	平成24年1月26日	オーテック電子 株式会社 東京都千代田区神田 美土代町5番地2	会計法第29条の3第4 項	2,299,500	2,100,000	91.3%	—	本件は、高知港に設置している施工管理用カメラシステム端末機器の修理を実施するものである。当該施工管理用カメラシステムのメンテナンスに必要な技術は設置業者である西華産業(株)よりオーテック電子(株)に引継がれている。このことからオーテック電子(株)が施工管理用カメラシステム全般を体系的に熟知し、迅速に修理に取り組むことができる唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき当該業者と随意契約するものである。	①口	
施工管理用カメラ修理(その2)	分任支出負担行為担当 官四国地方整備局 高知港湾・空港整備 事務所長 國松 靖 高知県高知市種崎 874	平成24年2月3日	オーテック電子 株式会社 東京都千代田区神田 美土代町5番地2	会計法第29条の3第4 項	6,006,000	5,985,000	99.7%	—	本件は、高知港に設置している施工管理用カメラシステム端末機器の修理を実施するものである。 当該施工管理用カメラシステムのメンテナンスに必要な技術は設置業者である西華産業(株)よりオーテック電子(株)に引継がれている。このことからオーテック電子(株)が施工管理用カメラシステム全般を体系的に熟知し、迅速に修理に取り組むことができる唯一の者である。 以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき当該業者と随意契約するものである。	①口	
中部国際空港航空保安施設用地	支出負担行為担当 官大阪航空局長 花角 英世 大阪府大阪市中央区 大手前4-1-76	平成24年3月1日	中部国際空港(株) 愛知県常滑市セントレア1-1	会計法第29条の3第4 項	957,097	957,097	100.0%	—	中部国際空港運用のため航空保安施設用地として所有者から借地	①口	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」(公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は平成23年度に締結した契約のうち、平成24年度も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、随意契約によらざるを得ない事由を記載することとし、「随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分」欄は、「公共調達の適正化について」記1.(2)①の区分(例:イ(ロ)又は③のイからハに掲げる区分を記載すること。